

水道料金の改定について

趣 旨

強^{きょうじん}靱な水道施設と健全な事業経営の持続を目的として、水道料金を平成 31 年 4 月に平均 11.4%改定するため、平成 30 年 11 月定例会に水道条例の一部を改正する議案を提出しようとするものです。

1 改定に至る背景

(1) 本市水道事業の特徴

本市は、昭和 30 年代後半からの「建設の時代」のピークを千里ニュータウンの開発という他都市とは異なる特別な状況で迎えました。水道においても、人口の急増による水需要の急速な伸びに対応するため、水道管をはじめ多くの水道施設の建設が急ピッチで行われました。

これら千里ニュータウンに建設された水道施設は現在も稼働しており、また、それらの施設の多くが建設後 50 年が経過し、一斉に更新時期を迎えています。

(2) 本格的な「更新の時代」の中での料金改定

水道部では「水道施設マスタープラン」に描く将来像実現に向け、今後 10 年間の水道施設整備の実行計画「第 3 次上水道施設等整備事業」を今年度に策定しました。前計画から引き続く施設の再構築事業を着実に進めると同時に、拠点施設の整備や基幹管路の耐震化、経年管更新のペースアップなど、今後も多額の費用がかかる見込みです。強^{きょうじん}靱な水道施設の構築を推進していくため、更なる財源の確保が必要となります。

2 水道事業の現状と現行料金が抱える課題 【資料 1-2】

(1) 外部環境

大量使用者の地下水利用への転換や使用者全般に係る節水の定着、世帯人員の減少などにより、水需要（有収水量）は減少傾向にあるとともに少量使用への移行が進んでおり、製造原価よりも安く提供している件数が 9 割を超えています。逡増料金制のもとでは水需要の減少と水道使用量の少量化は、給水収益減少の大きな要因となっています。

(2) 内部環境

水道施設の再構築、管路・施設の更新や耐震化を進め、強^{きょうじん}靱な水道施設の構築を着実に推進していくため、今後 5 年間で約 218 億円の建設改良費が必要となり、財源として約 133 億円の企業債を新規発行しますが、なお 33 億円の資金不足が見込まれます。

(3) 現行料金が抱える課題

今回の料金改定は、水道施設の強靱化を推進するとともに、経営基盤の強化を図るものです。

平成 27 年 12 月定例会に提出した料金改定案において、当初提案の 17.7%から 10%に改定率を引き下げたことに伴い、予定していた基幹管路 5 路線の整備を後年度に先送りしました。また、経年管の更新については年間 8km のペースで更新を予定していましたが、財源不足により年間 5~6km の更新にとどまっており、市内の水道管のうち経年管が占める割合が全国ワースト 2 位になっています。

今年度は大阪北部地震や西日本豪雨、甚大な被害をもたらした台風など、想定を超える自然の猛威に立て続けにさらされ、市民生活への支障を最小限に留めるためにも、耐震化や老朽化施設の更新など災害への備えを急ぐことが我々に課せられた大きな使命であることを改めて認識したものです。

しかしながら、節水型社会はもはや前提となっている中であって、現行の料金水準ではこれら必要な施設整備を十分に実施することができない状況です。「更新の時代」「水需要減少の時代」の中にあっても、一層安定した水道料金収入を確保できる料金設定が必要となっています。

3 料金設定の考え方

(1) 5 年間の平均改定(値上げ)率は 11.4% 【資料 1-2】

(2) 料金算定期間は平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間。

- ・日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づき、期間中の費用を総括原価として算出。

(3) 経営戦略に必要となる財政収支計画を策定するにあたり、新たに 2 つのルールを設定。料金算定期間中の目標値を達成できるように料金を算出。

- ・運転資金の確保…健全な事業経営の継続のために平成 35 年度末で 20 億円を確保
- ・企業債借入額の適正化…将来世代への負担を考慮し、350%程度までに抑える

(4) 水需要の減少に対応していくため、基本料金と従量料金という 2 部料金制のもと、水道料金収入に占める基本料金収入の割合を拡大。

- ・総括原価のうち約 80%を占める固定費の回収率の向上を図るため、基本料金収入割合を現行の 30.8%から 31.4%へ拡大。

(5) 生活者への配慮として、逡増料金制は維持しつつ、受益者に応分の負担をいただくため逡増度を緩和。

- ・料金単価における逡増度を現行の 3.30 から 3.17 へ緩和。
- ・原価割れの改善 【資料 1-3】

4 財政推計 【資料 1-4】

水道料金改定後の推計では、収益的収支において 5 年間で約 51 億円の利益が見込まれます。この利益と企業債発行をあわせて財源に充てることで、計画している施設整備事業の推進が可能になります。また、平成 35 年度末には約 20 億円の運転資金を確保することができ、健全な事業運営の持続に向けた改善を図ることが可能となります。

5 今後の課題

将来世代に健全な水道事業を引き継いでいくため、企業性を発揮し、効率経営に努めながら、水道事業を取り巻く内部・外部環境の変化に照らし合わせ、継続的な料金のあり方の検討が必要であると考えています。

6 今後のスケジュール

平成 30 年 11 月	水道料金の改定について市民説明会を実施予定（6 か所）
平成 30 年 11 月定例会	「水道条例」の改正について提案
平成 31 年 1 月～3 月	市民、事業者への周知（「すいどうにゅーす」、「市報すいた」、ホームページ等を予定）
平成 31 年 4 月 1 日	施行

※消費税法の一部改正の適用開始に伴い、今後、水道条例の一部改正が別途必要になります。